

中国人民銀行 全国範囲において全範囲クロスボーダー融資 マクロプルーデンス管理を実施することについての通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年4月29日、中国人民銀行は『全国範囲において全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理を実施することについての通知』(以下「本通知」)を公布しました。中国全土において、マクロプルーデンス管理によるクロスボーダー資金調達を行うことを認めています。本通知は5月3日より実施されています。

1. 政策背景

2016年1月22日、中国人民銀行は『全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理試行を拡大することについての通知』(銀発[2016]18号、以下「18号通知」)を公布しました。18号通知により、上海・天津・広東・福建の4つの自由貿易試験区において、マクロプルーデンス管理によるクロスボーダー資金調達を認めました。本通知は18号通知を踏まえ、マクロプルーデンス管理によるクロスボーダー資金調達を全国におけるすべての企業と各種金融機関(非銀行金融機関を含む)まで拡大するものです。

2. 通知内容

(1) 本通知の外債新政策の概要

- ▶ 自由貿易試験区におけるマクロプルーデンス管理による外債試行新政策(銀発[2016]18号)を全国範囲まで拡大
- ▶ 自由貿易試験区外の企業(非金融類のみ)も純資産の1倍まで人民元・外貨外債の借入が可能
- ▶ マクロプルーデンス管理により、中長期外債・人民元外債も残高ベースで管理可能
- ▶ 企業(中資企業を含む)が外債で借入れる際の中国人民銀行と国家外貨管理局による外債事前審査批准を撤廃し、事前契約備案(届出)に変更
- ▶ 各地において既に試行展開されている人民元・外貨区域性外債政策は1年の移行期間後、本通知によるモデルに統一
- ▶ 外資企業は現行のクロスボーダー融資管理モデル(投注差等)と本通知によるモデル(純資産の1倍)のいずれか一種類のモデルを自由に選択し適用することが可能
- ▶ 外資企業の移行期限の長さ、および移行期間中の政策は別途制定

【図表1 現行の外債モデルとの比較】

項目	現行モデル (一般地域)	本通知モデル (一般地域)
企業資格	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外資企業: 特段申請の必要なし ■ 中資企業: 外管局あるいは国家発展改革委員会からの特別批准が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中資・外資企業に同様の取り扱い ■ 企業が外債で借入れる場合の外債事前審査批准を撤廃
限度額計算	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外資企業: 投注差以内 ■ 中資企業: 当局が批准した額度以内 	<ul style="list-style-type: none"> ■ マクロプルーデンス管理モードを導入し、中資・外資の外債額度を統一する: 純資産の1倍以内に
限度額管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通貨種類、借入期間によって異なる。残高管理あるいは発生額管理 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本外貨、借入期間問わず、全量残高管理
限度額調整	<ul style="list-style-type: none"> ■ 域内借入企業の増資、減資、投資総額の変化以外には、限度額の変化なし 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 純資産により変動、政策により調整される可能性あり
資金使用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中資企業の外貨外債は両替禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 両替可能
当局手続	<ul style="list-style-type: none"> ■ クロスボーダー融資契約締結後 15 業務日以内に、外貨管理局にて契約備案(届出)手続を行う必要あり ■ 人民元外債は人民銀行への特別申請必要なし 	<ul style="list-style-type: none"> ■ クロスボーダー融資契約締結後、引き出しの3業務日前に、国家外貨管理局の資本項目情報システムに契約状況の備案手続を行う必要あり ■ 具体的な手続は国家外貨管理局より別途制定
特定業界	<ul style="list-style-type: none"> ■ 投資性公司: 払込資本の4倍 or 6倍 ■ リース会社: 純資産の10倍ーリスク資産総額 ■ 出資比率が25%より低い外資企業、あるいは投資総額=払込資本金の外資企業、投資総額が不明確な外資企業: 中資企業を参照し、個別に限度額を批准 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 規定なし ■ 外資企業は現行のクロスボーダー融資管理モデルと本通知モデルから一種類のモデルを自由に選択可能

(2)本通知における重要項目の説明

【マクロプルーデンス管理モデルによるクロスボーダー資金調達】

企業の純資産額を基準に計算される上限額まで外債(人民元・外貨とも)を調達できる仕組みです。中国域内において登記する企業(非金融企業のみ、不動産企業は含まない)と金融機関(非銀行金融機関を含む)が適用対象となります。外債残高計算式の要素として、期限・種類・為替のリスク因数が設定されており、明細に応じて残高を計算し、その合計額が外債残高となる仕組みです。

【クロスボーダー融資リスク加重残高上限】(単一企業が残高管理モデルで調達可能な外債額の上限)

クロスボーダー融資リスク加重残高上限=「企業の純資産額×レバレッジ率×マクロプルーデンス政策因数」で計算されます。具体的に運用する因数は図表2をご参照ください。

【図表2 クロスボーダー融資リスク加重残高上限を計算する際に利用される因数】

リスク因数	企業	非銀行金融機関 ※注2	銀行類金融機関
資本金・純資産額 ※注1	純資産で計算	資本(払込資本あるいは株式+資本積立)に基づいて計算	ティア・ワン・キャピタルで計算
レバレッジ率	1	1	0.8
マクロプルーデンス 政策因数	1	1	1
クロスボーダー融資 リスク加重残高上限 (=外債限度額)	純資産の1倍	資本の1倍	ティア・ワン・キャピタル の0.8倍

※注1:直近期の会計監査を経た財務報告を基準とする。

※注2:18号通知の適用対象は非銀行金融機関を含まない。今回は新規追加された。

【クロスボーダー融資リスク加重残高】(企業が外債調達した後、返済していない残高の合計)

クロスボーダー融資リスク加重残高 ≤ クロスボーダー融資リスク加重残高上限

企業・金融機関が展開するクロスボーダー融資リスク加重残高(借入外債のうちの未返済残高、以下同様)の計算は外債の各明細にリスク因数(図表3)を乗じ、その合計額を計算する必要があります。具体的には以下をご参照ください。

$$\text{クロスボーダー融資リスク加重残高} = \Sigma \text{ 人民元} \cdot \text{外貨クロスボーダー融資残高} \times \text{期限リスク転換因数} \\ \times \text{類別リスク転換因数} + \Sigma \text{ 外貨クロスボーダー融資残高} \times \text{為替相場リスク換算因数}$$

【図表3 リスク因数表】

リスク因数	区分	18号通知	本通知
期限リスク転換因数	中長期(1年超)	1	1
	短期(1年以下)	1.5	1.5
類別リスク転換因数	オンバランス融資	1	1
	オフバランス融資	0.2 or 0.5	1(暫定)※注3
為替リスク転換因数	-	0.5	0.5

※注3:18号通知と比べ、新政策モデルは、オフバランス融資の転換因数が高く設定されている

【ご参考】クロスボーダー融資リスク加重残高計算例

人民元20を、2年で借入する場合: ⇒ クロスボーダー融資残高 = 20 × 1(期限リスク因数) × 1(類別リスク因数) = 20

人民元20を、半年で借入する場合: ⇒ クロスボーダー融資残高 = 20 × 1.5 × 1 = 30

外貨20を、2年で借入する場合: ⇒ クロスボーダー融資残高 = 20 × 1 × 1 + 20 × 0.5(為替リスク因数) = 30

外貨20を、半年で借入する場合: ⇒ クロスボーダー融資残高 = 20 × 1.5 × 1 + 20 × 0.5 = 40

つまり、人民元建の中長期借入が一番外債枠の費消が少ないことになります。

【図表4 外債残高に計上する負債・計上しない負債】

	項目名	定義・条件
算入する項目	外貨トレードファイナンス	調達金額の20%を算入、期限リスク因数は「1」
	オフバランス融資	金融機関が顧客に対して提供した内保外貸(域内保証つき域外貸付)、真実のクロスボーダー取引、資産および負債通貨種類、期限リスクヘッジ管理サービスの需要に基づくデリバティブ商品の顧客への提供によって形成された偶発債務は、 公正価格 に基づいてクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる 金融機関自身の通貨種類および期限リスクヘッジ管理の需要に基づいて、国際金融市場取引に参加し発生した偶発負債は、 公正価格 に基づいてクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。(公正価値の計算方法は当局に報告する必要あり) ※注4
	その他	実際の状況に応じて算入
算入しない項目	人民元受動負債	企業と金融機関が域内債券市場に投資したことにより発生した人民元受動負債 域外主体が金融機関に預け入れた人民元預金
	貿易貸付 人民元トレードファイナンス	貿易貸付(延払い・前受け)、域外金融機関から得た人民元トレードファイナンス、金融機関の取扱う人民元トレードファイナンス
	グループ内部の資金の往来	企業が幹事となるクロスボーダー資金管理で発生した対外負債(生産経営、実業投資等合法的な生産活動のキャッシュフロー)
	域外インターバンク預入れ 関連銀行・付属機関との資金の往来	域外インターバンクへの預入、関連銀行・付属機関との資金の往来
	パンダ債(自社使用のみ)	企業の域外の親会社が域内において発行し、貸付方式で域内企業が使用する場合
	譲渡・減免	デット・エクイティ・スワップ、債務免除などを受けた資金

※ 注4:18号通知より、金融機関自身のリスクヘッジのために発生した偶発債務は50%算入

3. 企業への影響

今回、人民銀行は従来の区域性・地方性試行を基礎とし、全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理政策試行の対象エリアを全国に拡大することとしました。今後、全国の企業と金融機関によるクロスボーダー融資の利便化が更に進むものと思われます。本通知は5月3日より施行され、従来の通知が本通知と一致しない場合、本通知に従うものとしています。

今回の新政策は大部分の本来投注差を有し、内国民以上の待遇を受けていた外資企業にとっては、影響や意義は中資企業より大きくないと言えます。しかし、外債の全範囲残高管理の政策刷新は投注差が少ない企業にとって良い材料になると思われます。期限・通貨に関係なく反復使用が可能な外債限度額管理は実

質、増額と同様の効果があります。企業の外債業務はより柔軟で自由なものとなり、金融改革による実体経済発展の全体的な構想を体現するものです。

外債実務の登記備案(届出)については、外貨管理局が関連細則を定めるとしており、公布が待たれます。外資企業は企業にとって最大の限度額を確保するために、現行のモデルあるいは本通知によるモデルから管理モデルを選択することが可能ですが、通知の最後では、「外商投資企業、外資金融機関の移行期限の長さ、および移行期間中の政策は別途制定する」としており、一定の不確定要素があります。引続き、本通知に関わる当局の解釈、実務運用状況をフォローし、情報が入り次第、別途展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">中国人民银行 关于在全国范围内实施全口径跨境融资宏观审慎管理的通知</p> <p>根据《中华人民共和国中国人民银行法》等法律法规，为把握与宏观经济热度、整体偿债能力和国际收支状况相适应的跨境融资水平，控制杠杆率和货币错配风险，实现本外币一体化管理，中国人民银行在总结前期区域性、地方性试点的基础上，将全口径跨境融资宏观审慎管理政策推广至全国范围。现将有关事项通知如下：</p> <p>一、本通知所称跨境融资，是指境内机构从非居民融入本、外币资金的行为。本通知适用依法在中国境内成立的企业（以下称企业）和金融机构。本通知适用的企业仅限非金融企业，且不包括政府融资平台和房地产企业；本通知适用的金融机构指经中国人民银行、中国银行业监督管理委员会、中国证券监督管理委员会和中国保险监督管理委员会批准设立的各种类法人金融机构。</p> <p>二、中国人民银行根据宏观经济热度、国际收支状况和宏观金融调控需要对跨境融资杠杆率、风险转换因子、宏观审慎调节参数等进行调整，并对27家银行类金融机构（名单见附件）跨境融资进行宏观审慎管理。国家外汇管理局对企业及除27家银行类金融机构以外的其他金融机构跨境融资进行管理，并对企业和金融机构进行全口径跨境融资统计监测。中国人民银行、国家外汇管理局之间建立信息共享机制。</p> <p>三、建立宏观审慎规则下基于微观主体资本或净资产的跨境融资约束机制，企业和金融机构均可按规定自主开展本外币跨境融资。</p>	<p style="text-align: center;">中国人民銀行 全国範圍において全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理を実施することに関する通知</p> <p>『中華人民共和国中国人民銀行法』等の法律法規に基づき、マクロ経済の過熱度、全体の債務償還能力、国際収支状況に適応したクロスボーダー融資レベルを把握するために、レバレッジ率、通貨のミスマッチリスクを回避し、人民元・外貨の一体管理を実現する。中国人民銀行は以前の区域性・地方性試行の総括を基礎とし、全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理政策を全国範囲まで拡大する。ここに関連事項を以下の通り通知する</p> <p>一、本通知でいうクロスボーダー融資とは、域内機構が非居住者から人民元・外貨資金の融資を受ける行為を指す。本通知は法に則って中国域内で成立した企業（以下、企業）と金融機関に適用される。本通知が適用される企業は非金融企業のみであり、かつ政府融資プラットフォームと不動産企業は含まれない。本通知を適用する金融機関とは中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国证券监督管理委员会、中国保険監督管理委員会によって批准され、設立した各種法人金融機関を指す。</p> <p>二、中国人民銀行はマクロ経済過熱度、国際収支状況とマクロ金融コントロールの需要に基づき、クロスボーダー融資レバレッジ率、リスク転換因数、マクロプルーデンス政策因数等に調整を行う。あわせて、27の銀行類金融機関（名簿は付属資料ご参照）のクロスボーダー融資に対し、マクロプルーデンス管理を実施する。国家外貨管理局は企業と27の銀行類金融機関以外のその他金融機関のクロスボーダー融資に対し管理を実行する。また、企業と金融機関に対して全範囲クロスボーダー融資統計モニタリングを実施する。中国人民銀行、国家外貨管理局の間に情報共有制度を確立する。</p> <p>三、マクロプルーデンス規則の下、マイクロ主体資本あるいは純資産に基づくクロスボーダー融資コミットメント体制を確立し、企業と金融機関はその規定に基づき、自主的に人民</p>

<p>企业和金融机构开展跨境融资按风险加权计算余额（指已提用未偿余额，下同），风险加权余额不得超过上限，即：跨境融资风险加权余额≤跨境融资风险加权余额上限。</p> <p>跨境融资风险加权余额=Σ本外币跨境融资余额*期限风险转换因子*类别风险转换因子+Σ外币跨境融资余额*汇率风险折算因子。</p> <p>期限风险转换因子：还款期限在1年（不含）以上的中长期跨境融资的期限风险转换因子为1，还款期限在1年（含）以下的短期跨境融资的期限风险转换因子为1.5。</p> <p>类别风险转换因子：表内融资的类别风险转换因子设定为1，表外融资（或有负债）的类别风险转换因子暂定为1。</p> <p>汇率风险折算因子：0.5。</p> <p>四、跨境融资风险加权余额计算中的本外币跨境融资包括企业和金融机构（不含境外分支机构）以本币和外币形式从非居民融入的资金，涵盖表内融资和表外融资。以下业务类型不纳入跨境融资风险加权余额计算：</p> <p>（一）人民币被动负债：企业和金融机构因境外机构投资境内债券市场产生的人民币被动负债；境外主体存放在金融机构的人民币存款。</p> <p>（二）贸易信贷、人民币贸易融资：企业涉及真实跨境贸易产生的贸易信贷（包括应付和预收）和从境外金融机构获取的人民币贸易融资；金融机构因办理基于真实跨境贸易结算产生的各类人民币贸易融资。</p>	<p>元・外貨クロスボーダー融資を展開する。企業と金融機関はリスクの度合いに応じて加重平均してクロスボーダー融資残高（既に利用済の未返済残高を指す、以下同様）を算出する。リスク加重残高は上限を越えてはならない、つまり、クロスボーダー融資リスク加重残高≤クロスボーダー融資リスク加重残高上限となる。</p> <p>クロスボーダー融資リスク加重残高=Σ 人民元・外貨クロスボーダー融資残高×期限リスク転換因数×類別リスク転換因数+Σ 外貨クロスボーダー融資残高×為替相場リスク換算因数。</p> <p>期限リスク転換因数:返済期限 1 年超(一年を含まない)の中長期クロスボーダー融資の期限リスク転換因数は 1 とし、返済期限在 1 年以下(1 年を含む)の短期のクロスボーダー融資の期限リスク転換因数は 1.5 とする。</p> <p>類別リスク転換因数:オンバランス融資の類別リスク転換因数は 1 とし、オフバランス融資(偶発負債)の類別リスク転換因数は暫定で 1 とする。</p> <p>為替相場リスク換算因数:0.5。</p> <p>四、クロスボーダー融資リスク加重残高計算における人民元・外貨クロスボーダー融資は企業と金融機関(域外分支機関を含まない)が人民元と外貨の形式で非居住者から調達した資金を含み、オンバランス融資とオフバランス融資が含まれる。以下の業務類型はクロスボーダー融資リスク加重残高計算に含まれない</p> <p>(一) 人民元受動負債:企業と金融機関の域外機構が域内債券市場へ投資したことにより発生した人民元の受動負債。域外主体が金融機関に保有する人民元預金。</p> <p>(二) 貿易貸付、人民元トレードファイナンス:企業に関わる、真実のクロスボーダー貿易により発生した貿易貸付(延払いと前受けを含む)と域外金融機関から得た人民元トレードファイナンス;金融機関が真実のクロスボーダー貿易に基づいて決済したことで発生した、各種の人民元トレードファ</p>
---	---

<p>(三) 集团内部资金往来：企业主办的经备案的集团内跨境资金（生产经营和实业投资等依法合规活动产生的现金流）集中管理业务项下产生的对外负债。</p> <p>(四) 境外同业存放、联行及附属机构往来：金融机构因境外同业存放、联行及附属机构往来产生的对外负债。</p> <p>(五) 自用熊猫债：企业的境外母公司在中华人民共和国境内发行人民币债券并以放款形式用于境内子公司的。</p> <p>(六) 转让与减免：企业和金融机构跨境融资转增资本或已获得债务减免等情况下，相应金额不计入。</p> <p>中国人民银行可根据宏观金融调控需要和业务开展情况，对不纳入跨境融资风险加权余额计算的业务类型进行调整，必要时可允许企业和金融机构某些特定跨境融资业务不纳入跨境融资风险加权余额计算。</p> <p>五、纳入本外币跨境融资的各类型融资在跨境融资风险加权余额中按以下方法计算：</p> <p>(一) 外币贸易融资：企业和金融机构的外币贸易融资按 20% 纳入跨境融资风险加权余额计算，期限风险转换因子统一按 1 计算。</p> <p>(二) 表外融资（或有负债）：金融机构向客户提供的内保外贷、因向客户提供基于真实跨境交易和资产负债币种及期限风险对冲管理服务需要的衍生产品而形成的对外或有负债，按公允价值纳入跨境融资风险加权余额</p>	<p>イナンス。</p> <p>(三) グループ内部資金の往来：幹事企業の備案(届出)を経た、グループ内のクロスボーダー資金(生産経営と実業投資等、法に則った活動により発生したキャッシュフロー)集中管理業務により発生した対外負債。</p> <p>(四) 域外インターバンクの預金、関連銀行および附属機関との往来：金融機関の域外インターバンクの預金、関連銀行および附属機関との往来によって発生した対外負債。</p> <p>(五) 自社用のパンダ債：企業の域外親会社在中国域内において発行した人民元債券、また、貸付形式で域内子会社に使用するもの。</p> <p>(六) 譲渡と减免：企業と金融機関がクロスボーダー融資の資本転換、あるいは既に債務减免を得ている等の状況においては、相応の金額を計上しない。</p> <p>中国人民銀行はマクロ金融コントロールの需要と業務展開状況に基づいて、クロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れない業務類型に対して調整を行い、必要な際に企業と金融機関の特定のクロスボーダー融資業務に対し、クロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れないことを許可できる。</p> <p>五、人民元・外貨クロスボーダー融資に組み入れる場合、各類型の融資はクロスボーダー融資リスク加重残高において、以下の方法に基づいて計算する。</p> <p>(一) 外貨トレードファイナンス：企業と金融機関の外貨トレードファイナンスは 20% をクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。期限リスク転換因数は統一して 1 で計算する。</p> <p>(二) オフバランス融資（偶発債務）：金融機関が顧客に対して提供した内保外貸(域内保証つき域外貸付)、真実のクロスボーダー取引、資産・負債の通貨種類、期限リスクヘッジ管理サービスの需要に基づくデリバティブ商品を顧客に提供したことで形成された対外偶発債務は、公正価格に基づ</p>
---	---

計算；金融机构因自身币种及期限风险对冲管理需要，参与国际金融市场交易而产生的或有负债，按公允价值纳入跨境融资风险加权余额计算。金融机构在报送数据时需同时报送本机构或有负债的名义本金及公允价值的计算方法。

(三) 其他：其余各类跨境融资均按实际情况纳入跨境融资风险加权余额计算。

中国人民银行可根据宏观金融调控需要和业务开展情况，对跨境融资风险加权余额中各类型融资的计算方法进行调整。

六、跨境融资风险加权余额上限的计算：跨境融资风险加权余额上限=资本或净资产*跨境融资杠杆率*宏观审慎调节参数。

资本或净资产：企业按净资产计，银行类金融机构（包括政策性银行、商业银行、农村合作银行、城市信用合作社、农村信用合作社、外资银行）按一级资本计，非银行金融机构按资本（实收资本或股本+资本公积）计，以最近一期经审计的财务报告为准。

跨境融资杠杆率：企业和非银行金融机构为1，银行类金融机构为0.8。

宏观审慎调节参数：1。

七、企业和金融机构的跨境融资签约币种、提款币种和偿还币种须保持一致。

八、跨境融资风险加权余额及上限的计算均以人民币为单位，外币跨境融资以提款日的

いてクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。金融機関自身の通貨種類および期限リスクヘッジ管理の需要に基づいて、国際金融市場取引に参加したことで発生した偶発債務は、公正価格に基づいてクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。金融機関がデータを送付する際には、同時に同機関の偶発債務の名義、元本および公正価格の計算方法も送付する。

(三)その他:その他各種のクロスボーダー融資は全て、実際の状況によりクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。

中国人民銀行はマクロ金融コントロールの必要と業務展開状況に基づいて、クロスボーダー融資リスク加重残高中の各類型の融資の計算方法に対して調整を実行できる。

六、クロスボーダー融資リスク加重残高上限の計算:クロスボーダー融資リスク加重残高上限=資本あるいは純資産×クロスボーダー融資レバレッジ率×マクロプルーデンス政策因数。

資本あるいは純資産:企業は純資産に基づいて計算する。銀行類金融機関(政策性銀行、商業銀行、農村合作銀行、都市信用合作社、農村信用合作社、外資銀行を含む)はテティア・ワン・キャピタルに基づいて計算する。非銀行金融機関は資本(払込資本あるいは株式資本+資本金積立)に基づいて計算する。直近期の会計監査を経た財務報告を基準とする。

クロスボーダー融資レバレッジ率:企業と非銀行金融機関は1とし、銀行類金融機関は0.8とする。

マクロプルーデンス政策因数:1。

七、企業と金融機関のクロスボーダー融資契約通貨種類、引き出し通貨種類、返済通貨種類は一致しなければならない。

八、クロスボーダー融資リスク加重残高および上限の計算は全て人民元を単位とし、外貨クロスボーダー融資は引出

汇率水平按以下方式折算计入：已在中国外汇交易中心挂牌（含区域挂牌）交易的外币，适用人民币汇率中间价或区域交易参考价；未在中国外汇交易中心挂牌交易的货币，适用中国外汇交易中心公布的人民币参考汇率。

九、中国人民银行建立跨境融资宏观风险监测指标体系，在跨境融资宏观风险指标触及预警值时，采取逆周期调控措施，以控制系统性金融风险。

逆周期调控措施可以采用单一措施或组合措施的方式进行，也可针对单一、多个或全部企业和金融机构进行。总量调控措施包括调整跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数，结构调控措施包括调整各类风险转换因子。根据宏观审慎评估（MPA）的结果对金融机构跨境融资的总量和结构进行调控，必要时还可根据维护国家金融稳定的需要，采取征收风险准备金等其他逆周期调控措施，防范系统性金融风险。

企业和金融机构因风险转换因子、跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数调整导致跨境融资风险加权余额超出上限的，原有跨境融资合约可持有到期；在跨境融资风险加权余额调整到上限内之前，不得办理包括跨境融资展期在内的新的跨境融资业务。

十、企业跨境融资业务：企业按照本通知要求办理跨境融资业务，具体细节由国家外汇管理局另行发布细则明确。

（一）企业应当在跨境融资合同签约后但不晚于提款前三个工作日，向国家外汇管理局的资本项目信息系统办理跨境融资情况签约备案。为企业办理跨境融资业务的结算银行

日の為替相場水準を以下方式に基づいて換算し計上する：既に中国外貨取引センターにおいて公示取引中（区域での公示取引を含む）の外貨は、人民元為替相場中値あるいは区域取引参考価格を適用する；中国外貨取引センターで公示取引「されていない取引通貨は、中国外貨取引センターが公布する人民元参考為替相場を適用する。

九、中国人民銀行はクロスボーダー融資のマクロリスクモニタリング指標体系を確立し、クロスボーダー融資においてマクロリスク指標がアラーム値に抵触した際に、反循環的コントロール措置を適用し、システミックリスクをコントロールする。

反循環的コントロール措置は単一措置あるいは組み合わせ措置の方式で実行することができ、単一、複数、あるいは全ての企業と金融機関に対し実行できる。総量コントロール措置はクロスボーダー融資レバレッジ率とマクロプルーデンス政策因数の調整を含む。コントロール措置の構成は各リスク転換因数の調整を含む。マクロプルーデンス評価（MPA）の結果に基づいて、金融機関のクロスボーダー融資の総量と構成に対し、コントロールを実施する。必要な際は、国家の金融安定を維持する必要に基づいて、リスク準備金を徴収する等の反循環的コントロール措置を採用し、システミックリスクを回避することができる。

企業と金融機関はリスク転換因数、クロスボーダー融資レバレッジ率、マクロプルーデンス政策因数の調整によってクロスボーダー融資リスク加重残高が上限を超える場合、従来のクロスボーダー融資契約期限まで保有することができる。クロスボーダー融資リスク加重残高の上限内に調整するまでは、クロスボーダー融資期日延長を含む、新たなクロスボーダー融資業務を展開してはならない。

十、企業のクロスボーダー融資業務：企業は本通知に基づいてクロスボーダー融資業務を取扱い、具体的な詳細は国家外貨管理局が別途公布する細則で明確にする。

（一）企業はクロスボーダー融資契約締結後、引き出しの3営業日前に、国家外貨管理局の資本項目情報システムにクロスボーダー融資契約状況の備案手続を行わなければならない。企業のためにクロスボーダー融資業務の決済を行う

应向中国人民银行人民币跨境收付信息管理系统报送企业的融资信息、账户信息、人民币跨境收支信息等。所有跨境融资业务材料留存结算银行备查，保留期限为该笔跨境融资业务结束之日起5年。

(二) 企业办理跨境融资签约备案后以及金融机构自行办理跨境融资信息报送后，可以根据提款、还款安排为借款主体办理相关的资金结算，并将相关结算信息按规定报送至中国人民银行、国家外汇管理局的相关系统，完成跨境融资信息的更新。

企业应每年及时更新跨境融资以及权益相关的信息（包括境外债权人、借款期限、金额、利率和自身净资产等）。如经审计的净资产，融资合同中涉及的境外债权人、借款期限、金额、利率等发生变化的，企业应及时办理备案变更。

(三) 开展跨境融资涉及的资金往来，企业可采用一般本外币账户办理，也可采用自由贸易账户办理。

(四) 企业融入外汇资金如有实际需要，可结汇使用。企业融入资金的使用应符合国家相关规定，用于自身的生产经营活动，并符合国家及自贸区的产业宏观调控方向。

十一、金融机构跨境融资业务：中国人民银行总行对27家银行类金融机构跨境融资业务实行统一管理，27家银行类金融机构以法人为单位集中向中国人民银行总行报送相关材料。国家外汇管理局对除27家银行类金融机构以外的其他金融机构跨境融资业务进行管理。金融机构开展跨境融资业务前，应根据本通知要求，结合自身情况制定本外币跨

銀行は中国人民銀行人民元クロスボーダー受払情報管理システムに企業の融資情報、口座情報、人民元クロスボーダー収支情報等を報告送付しなければならない。全てのクロスボーダー融資業務の資料は決済銀行の検査のために保存し、保存期限は当該クロスボーダー融資業務の終了日から5年間とする。

(二) 企業がクロスボーダー融資契約を備案した後、および金融機関自身がクロスボーダー融資情報を報告送付した後に、引き出しや返済手配に基づいて、借入主体として関連する資金決済を手続きできる。あわせて、関連する決済情報は規定に基づき中国人民銀行、国家外貨管理局の関連するシステムに報告送付し、クロスボーダー融資情報の更新を完成する。

企業は毎年、遅滞無くクロスボーダー融資および権益に関連する情報（域外債権者、借入期限、金額、利率、自身の純資産等を含む）を更新しなければならない。会計監査を経た純資産、融資契約に関連する域外債権者、借入期限、金額、利率等に変化が発生した場合、企業は遅滞無く備案変更手続を行わなければならない。

(三) クロスボーダー融資展開に関連する資金の往来について、企業は一般の人民元・外貨口座での手続き」を採用でき、自由貿易口座での手続きも採用できる。

(四) 企業が調達した外貨資金は実需に応じて、人民元に両替して使用できる。企業が調達した資金の使用は国家関連規定に合致しなければならず、自身の生産经营活动に用い、あわせて国家と自貿区の産業マクロコントロールの方向に合致しなければならない。

十一、金融機関のクロスボーダー融資業務：中国人民银行総行は27の銀行類金融機関のクロスボーダー融資業務に対し、統一した管理を実行する。27の銀行類金融機関は法人を単位として中国人民银行総行に集中して関連資料を報告送付する。国家外貨管理局はその27の銀行類金融機関以外のその他金融機関のクロスボーダー融資業務に対し、管理を実行する。金融機関はクロスボーダー融資業務を展開する前に、本通知の要求に基づき、自身の人民元・

境融资业务的操作规程和内控制度，报中国人民银行、国家外汇管理局备案后实施。

(一) 金融机构首次办理跨境融资业务前，应按照本通知的跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数，以及本机构最近一期经审计的资本数据，计算本机构跨境融资风险加权余额和跨境融资风险加权余额上限，并将计算的详细过程报送中国人民银行、国家外汇管理局。

金融机构办理跨境融资业务，应在本机构跨境融资风险加权余额处于上限以内的情况下进行。如跨境融资风险加权余额低于上限额，则金融机构可自行与境外机构签订融资合同。

(二) 金融机构可根据《人民币银行结算账户管理办法》（中国人民银行令〔2003〕第5号发布）等管理制度开立本外币账户，办理跨境融资涉及的资金收付。

(三) 金融机构应在跨境融资合同签约后执行前，向中国人民银行、国家外汇管理局报送资本金额、跨境融资合同信息，并在提款后按规定报送本外币跨境收入信息，支付利息和偿还本金后报送本外币跨境支出信息。如经审计的资本，融资合同中涉及的境外债权人、借款期限、金额、利率等发生变化的，金融机构应在系统中及时更新相关信息。

金融机构应于每月初5个工作日内将上月本机构本外币跨境融资发生情况、余额变动等统计信息报告中国人民银行、国家外汇管理局。所有跨境融资业务材料留存备查，保留期限为该笔跨境融资业务结束之日起5年。

外貨クロスボーダー融資業務の操作規定の制定状況と内部コントロール制度に基づき、中国人民銀行、国家外貨管理局に備案した後、実施しなければならない。

(一) 金融機関は初回のクロスボーダー融資業務を取扱う前に、本通知のクロスボーダー融資レバレッジ率、マクロprudens政策因数、および同機関の直近期の会計監査を経た資本データに基づいて、同機関のクロスボーダー融資リスク加重残高とクロスボーダー融資リスク加重残高上限を計算しなければならない。あわせて計算の詳細なプロセスを中国人民銀行、国家外貨管理局に報告送付する。

金融機関が取扱うクロスボーダー融資業務は同機関のクロスボーダー融資リスク加重残高上限以内の下況下において実行しなければならない。クロスボーダー融資リスク加重残高が上限額より低い場合、金融機関が独自に域外機構と融資契約を署名締結することができる。

(二) 金融機関は『人民元銀行決済口座管理弁法』(中国人民銀行令〔2003〕第5号公布)等の管理制度に基づいて、人民元・外貨口座を開設でき、クロスボーダー融資に関連する資金の受け払いを取り扱うことができる。

(三) 金融機関はクロスボーダー融資契約の締結後且つ執行前において、中国人民銀行、国家外貨管理局に資本金額、クロスボーダー融資契約情報を報告送付しなければならない。あわせて引き出し後に、規定に基づいて人民元・外貨クロスボーダー収入情報を報告送付し、利息支払と元金返済後に、人民元・外貨クロスボーダー支出情報を報告送付しなければならない。会計監査を経た資本、融資契約中の関連する域外債権者、借入期限、金額、利率等に変化が発生した場合、金融機関はシステム中で関連情報を遅滞無く更新しなければならない。

金融機関は毎月初の5営業日以内に前月の同機関の人民元・外貨クロスボーダー融資の発生状況、残高変動等の統計情報を中国人民銀行、国家外貨管理局に報告しなければならない。全てのクロスボーダー融資業務の資料は検査に備えて保存し、保存期限は当該クロスボーダー融資明細の業務終了日から5年とする。

(四) 金融机构融入资金可用于补充资本金, 服务实体经济发展, 并符合国家产业宏观调控方向。经国家外汇管理局批准, 金融机构融入外汇资金可结汇使用。

十二、中国人民银行、国家外汇管理局按照分工, 定期或不定期对金融机构和企业开展跨境融资情况进行非现场核查和现场检查, 金融机构和企业应配合。

发现未及时报送和变更跨境融资信息的, 中国人民银行、国家外汇管理局将在查实后对涉及的金融机构或企业通报批评, 限期整改并根据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等法律法规进行查处。

发现超上限开展跨境融资的, 或融入资金使用与国家、自贸区的产业宏观调控方向不符的, 中国人民银行、国家外汇管理局可责令其立即纠正, 并可根据实际情况依据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等有关规定对借款主体进行处罚; 情节严重的, 可暂停其跨境融资业务。中国人民银行将金融机构的跨境融资行为纳入宏观审慎评估体系(MPA)考核, 对情节严重的, 中国人民银行还可视情况向其征收定向风险准备金。

对于办理超上限跨境融资结算的金融机构, 中国人民银行、国家外汇管理局将责令整改; 对于多次发生办理超上限跨境融资结算的金融机构, 中国人民银行、国家外汇管理局将暂停其跨境融资结算业务。

十三、对企业和金融机构, 中国人民银行、国家外汇管理局不实行外债事前审批, 企业改为事前签约备案, 金融机构改为事后备案,

(四) 金融機関の調達した資金は資本金の補充に用いることができ、实体经济の発展、国家産業マクロコントロールの方向と合致しなければならない。国家外貨管理局の批准を経て、金融機関が調達した外貨資金は人民元に両替し、使用することができる。

十二、中国人民銀行、国家外貨管理局は分業に基づいて、定期あるいは不定期に金融機関と企業が展開するクロスボーダー融資状況に対し、オフサイト検査とオンサイト検査を実行し、金融機関と企業は協力しなければならない。

報告送付の遅滞、クロスボーダー融資情報の変更が発見された場合、中国人民銀行と国家外貨管理局は検査後に関連する金融機関あるいは企業を通報・批評し、改善期限を設定し改善させ、あわせて『中華人民共和国中国人民银行法』および『中華人民共和国外貨管理条例』等の法律に基づいて処分を行う。

上限を超えたクロスボーダー融資を展開していることを発見した場合、あるいは調達資金の使用が国家、自贸区の産業マクロコントロールの方向に合致していない場合、中国人民銀行、国家外貨管理局はその即時修正を命じることができる。あわせて、実際の状況に基づいて『中華人民共和国中国人民银行法』と『中華人民共和国外貨管理条例』等の関連規定によって、借入主体に対し処罰を与えることができる。事態が重大な場合、そのクロスボーダー融資業務を一時的に停止できる。中国人民銀行は金融機関のクロスボーダー融資行為にマクロプルーデンス評価体系(MPA)を取り入れ、事態が重大な場合、中国人民銀行は状況を見つつ、リスク準備金を徴収することができる。

上限を超えてクロスボーダー融資決済を取扱う金融機関に対し、中国人民銀行、国家外貨管理局は是正を命じる。頻繁に上限を超えてクロスボーダー融資決済を取扱う金融機関に対しては、中国人民銀行、国家外貨管理局はそのクロスボーダー融資決済業務を一時停止する。

十三、企業と金融機関に対し、中国人民銀行、国家外貨管理局は外債事前審査批准を実行しない。企業は事前契約備案に変更し、金融機関は事後備案に変更する。従来の

<p>原有管理模式下的跨境融资未到期余额纳入本通知管理。自本通知施行之日起，为中国人民银行、国家外汇管理局实行的本外币境外融资等区域性跨境融资创新试点设置1年过渡期，1年过渡期后统一按本通知模式管理。</p>	<p>管理モデル下のクロスボーダー融資の期限が到来していない残高にも本通知の管理を取り入れる。本通知が施行の日から、中国人民銀行、国家外貨管理局が実行する人民元・外貨域外融資等、区域性クロスボーダー融資刷新試行的ために、1年の移行期を設定し、1年の移行期後、統一して本通知に基づいたモデル管理とする。</p>
<p>企业中的外商投资企业、外资金融机构可在现行跨境融资管理模式和本通知模式下任选一种模式适用，并向中国人民银行、国家外汇管理局备案。一经选定，原则上不再更改。如确有合理理由需要更改的，须向中国人民银行、国家外汇管理局提出申请。外商投资企业、外资金融机构过渡期限长短和过渡期安排，另行制定方案。</p>	<p>企業のうち外商投資企業、外資金融機関は現行のクロスボーダー融資管理モデルと本通知モデルから一種類のモデルを自由に選択し適用することができる。あわせて、中国人民銀行、国家外貨管理局に備案を行う。一度選択すると、原則変更することはできない。合理的な理由があり、変更が必要な場合、中国人民銀行、国家外貨管理局に申請を提出しなければならない。外商投資企業、外資金融機関の移行期限の長さ、および移行期中の政策は別途制定する。</p>
<p>十四、本通知自2016年5月3日起施行。中国人民银行、国家外汇管理局此前有关规定与本通知不一致的，以本通知为准。</p>	<p>十四、本通知は2016年5月3日から施行する。中国人民銀行、国家外貨管理局の従来に関連規定と本通知が異なる場合、本通知に従う。</p>
<p>附件 27家银行类金融机构名单</p>	<p>付属資料 27銀行類金融機関リスト</p>
<p>1 国家开发银行 2 进出口银行 3 农业发展银行 4 中国工商银行 5 中国农业银行 6 中国银行 7 中国建设银行 8 交通银行 9 中信银行 10 中国光大银行 11 华夏银行 12 中国民生银行 13 招商银行 14 兴业银行 15 广发银行 16 平安银行</p>	<p>1 国家開發銀行 2 輸出入銀行 3 農業發展銀行 4 中国工商銀行 5 中国農業銀行 6 中国銀行 7 中国建設銀行 8 交通銀行 9 中信銀行 10 中国光大銀行 11 華夏銀行 12 中国民生銀行 13 招商銀行 14 興業銀行 15 広発銀行 16 平安銀行</p>

17 浦发銀行	17 浦發銀行
18 恒丰銀行	18 恒豐銀行
19 浙商银行	19 浙商銀行
20 渤海銀行	20 渤海銀行
21 中国邮政储蓄銀行	21 中国郵便儲蓄銀行
22 北京銀行	22 北京銀行
23 上海銀行	23 上海銀行
24 江苏銀行	24 江蘇銀行
25 汇丰銀行（中国）有限公司	25 匯豐銀行(中国)有限公司
26 花旗銀行（中国）有限公司	26 花旗銀行(中国)有限公司
27 渣打銀行（中国）有限公司	27 渣打銀行(中国)有限公司

【日本語参考訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室